

令和4年度 職員の給与の男女の差異について

特定事業主名：飯塚市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	93.0%
全職員	86.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	100.6%
本庁課長相当職	96.9%
本庁課長補佐相当職	96.6%
本庁係長相当職	99.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.3%
31～35年	98.5%
26～30年	93.5%
21～25年	94.4%
16～20年	78.5%
11～15年	71.0%
6～10年	70.2%
1～5年	77.7%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、短時間勤務職員については、月毎の勤務時間数を算出し、常勤職員の月勤務時間数に換算し、職員数を算出している。
- ・勤続年数1年～20年までの職員においては、男性職員の方が、女性職員より、時間外勤務をする人数と時間数が多く、時間外勤務手当の総支給額が多い。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。